

企画競争実施に関する公告

令和5年8月4日
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。

1. 業務概要

(1) 業務名

求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「当基金」という。）が保有する求償権について、その管理及び回収業務の一部を、債権回収に関する専門的な知識及び技術を有する者へ委託することにより、更なる回収の促進と事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

林業信用保証業務において、当基金の債務保証を利用して金融機関から借入れした債務者が当該借入金を弁済しなかったために、当基金が金融機関に対し代位弁済したことにより取得した求償権の管理及び回収業務

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

ただし、契約期間終了時において、債務者等との回収交渉等継続中のものであって、当該委託業務を継続することが回収の促進を図るうえで合理的であると判断される場合は、当該求償権に限り契約を更新することができる。

2. 企画競争参加資格要件

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第3条に基づく債権回収会社として法務大臣による許可を受けており、全国の求償権を取扱うことができること。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること（当基金ホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）を参照のこと。）。

(3) 参加資格申請書の提出日において、サービサー法第23条に基づく業務改善命令を受けていないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 企画提案説明書（個別に配布する企画提案説明資料に含む）に示す全ての事項を満たすことができる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部
電話：03-3434-7828
FAX：03-3434-7837
E-mail：r_kanri@jaffic.go.jp

(2) 企画提案説明資料の交付期間及び場所

令和5年8月4日(金)～令和5年8月18日(金)16時00分
土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時までを除く。)
当基金ホームページの「契約関連情報」

(<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>)にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。

本企画競争の企画提案説明資料は、「秘密保持に関する確認書」を上記(1)へメール等で提出した者に、個別にメール等で配布する。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

令和5年8月21日(月)16時00分
提出場所は上記(1)に同じ。

持参、郵送(信書便を含む)又は電子メールにより提出すること。郵送及び電子メールによる場合は、上記期限までに到着していること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

令和5年8月22日(火)16時00分
提出場所は上記(1)に同じ。

質問は、原則として電子メールにて照会すること。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

(5) 企画提案に関する説明会実施の有無

実施しない。

(6) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年9月5日(火)16時00分
提出場所は上記(1)に同じ。

持参、郵送(信書便を含む)又は電子メールにより提出すること。郵送及び電子メールによる場合は、上記期限までに到着していること。

提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(7) 企画提案に関するヒアリング実施の有無

評価を行うに当たって、必要に応じて企画提案書の内容に関するヒアリングを個別に実施することがある。

(8) 選考の方法

提出された企画提案書について、選定委員が評価を行い、最上位の評価得点を得た企画提案書を特定する。

(9) 企画競争結果通知書の送付

令和5年9月下旬

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画提案書は返却しない。提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、独立行政法人等の情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 企画競争の結果は、選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。
 - ①業務名、②特定相手先（特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名）、③特定した日、④提案者毎の評価得点の合計点また、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により、当基金に対し特定しなかった理由についての説明を求めることができる。
- (9) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当基金会計規程等に基づく契約手続の完了までは、当基金との契約関係を生じるものではない。
- (10) 本企画競争が1者入札等により不調・不落となった場合、競争参加資格確認申請書の申請者が極めて少ない状況に鑑み、その後の公告は行わない。
- (11) その他の詳細は企画提案説明資料による。

5. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力がなされない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得るので、ご了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当基金〇Ｂ）の人数、職名及び当基金における最終職名

イ 当基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当基金〇Ｂに係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上